

令和6年3月19日

木工房利用者 各位

木工房の昼休憩時間の運用について

貸工房のご利用については、令和6年3月1日付芸術の森工第59号文書にて12時から12時45分まで昼休憩とさせていただき、旨ご連絡したところです。

休憩時間中の工房内は、夜間区分と同様の運用とし、機械加工室のご利用をご遠慮いただき、工作室のみの利用とさせていただきます。

運用の詳細は、下記となりますので、予めご承知願います。

記

1 休憩時間(運用開始:令和6年4月1日)

昼12時から12時45分まで

2 機械加工室について

昼12時になりましたら、室内全ての加工機の運転を停止の上、消灯いたします。作業は、休憩時間にかからないようご注意ください。

3 休憩時間中の加工機の取扱い(夜間区分と同様)

(1) 使用できない加工機

※ホームページ「施設案内—貸工房—木工房」でもご案内しております。

[有料備品]

大型製材機(帯のこ盤、横挽き丸のこ盤、縦挽き丸のこ盤、手押し鉋盤、自動鉋盤)、ベルトサンダー、角のみ盤、木工旋盤

[無料備品]

ハンド丸のこ、ジグソー、電気カンナ、ジョイントカッター、ルーター、プランジマルノコ、スライドマルノコ、ディスクグラインダー、トリマー

(2) 使用可能な加工機

ボール盤、ドリル、インパクトドライバー、電動サンダー、ベルトグラインダー、スクローラー、糸のこ盤

4 その他

木工房ご利用以外の方の入室はご遠慮いただくよう案内しておりますが、休憩中に、工房内へ入室する方がいた場合や、緊急の要件がございましたら控室在室の職員が対応しますので、お声がけください。

なお、職員が不在の場合は、クラフト工房職員が対応いたします。

以上

札幌芸術の森

掲出期間：令和6年4月30日